

令和2年度安全性優良事業所(Gマーク)運輸支局長・地方運輸局長表彰について

静岡県適正化事業実施機関
(一社)静岡県トラック協会

静岡運輸支局長より、標記表彰の実施について通知がありましたのでお知らせいたします。

下記表彰基準を充たし、審査を希望される事業所は記載の書類を作成のうえ、6月19日(金)までに静岡県トラック協会適正化事業課宛提出願います。

なお、運転者教育等にかかる提出書類の様式については、当会ホームページの例示のとおり、貴社の(任意の)書式で作成・保存している教育記録がホームページの例示と同様の内容を含むものである場合は、その写しを添付することにより、当該提出書類に代えることができます。

記

1. 表彰基準

(1) 静岡運輸支局長表彰

- ① Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であること。
- ② 表彰日の直前3年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内で第1当事者としての事故(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から第14号に規定する事故をいう。以下同じ。)又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所(管内の他の事業所を含む。)であること。
- ③ 表彰日の直前1年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所(管内の他の事業所を含む。)であること。
- ④ 交通事故防止会議、安全衛生委員会、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われている事業所であること。
- ⑤ デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させている事業所であること。
- ⑥ Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること。

(2) 中部運輸局長表彰

安全性優良事業所にかかる静岡運輸支局長表彰を受賞した事業所であって

- ① 全国貨物自動車運送適正化実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業による安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であり、かつ、直近の当該認定に係る総合評価点数が90点以上又は安全性に対する取組の積極性に係る評価点が15点以上である事業所であること。
- ② 表彰日の直前3年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内で第1当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から第14号に規定する事故をいう。以下同じ。）又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
- ③ 表彰日の直前1年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
- ④ 安全性優良事業所表彰における運輸支局長表彰の取扱規程第2条第4号に規定する教育について、年間計画表やカリキュラムを作成し2ヵ月に一度程度実施しているとともに、会社独自の取組として、ISO9000シリーズ若しくは39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準以上の運転者教育を実施している事業所であること。
- ⑤ デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置される全車両に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。
- ⑥ Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該認定後に輸送の安全の確保について荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所であること又はGマーク事業の活動を通じて交通事故の防止に努めている若しくはGマーク事業に係る活動を積極的に行っている事業所であり、この結果、行政、外部機関、公益社団全日本トラック協会若しくは都道府県トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けている事業所であること（事業者として輸送の安全に関する表彰を受けている場合を含む。）。

2. 提出書類

■ 静岡運輸支局長 ■

1. 表彰に係るチェックシート（運輸支局長表彰用）	第2号様式の2
2. 無事故である旨の宣誓書	第4号様式
3. 運転者教育の実施に関する説明書	第5号様式
4. 年間計画表（運輸支局長表彰用）	第6号様式の2
5. 運転者教育台帳	第7号様式
6. 運転者教育記録	第8号様式
7. 運輸安全マネジメントの実施に関する説明書	第9号様式
8. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書（運輸支局長表彰用）	第10号様式の2
9. 経営の安定化に関する宣誓書（運輸支局長表彰用）	第11号様式の2
10. 運転記録証明書の活用についての宣誓書	第12号様式
11. 他団体からの表彰が当該表彰予定の事業所も含む旨の宣誓書	第13号様式

■ 中部運輸局長 ■

1. 表彰に係るチェックシート（地方運輸局長表彰用）	第2号様式
2. 無事故である旨の宣誓書	第4号様式
3. 運転者教育の実施に関する説明書	第5号様式
4. 年間計画表（地方運輸局長表彰用）	第6号様式
5. 運転者教育台帳	第7号様式
6. 運転者教育記録	第8号様式
7. 運輸安全マネジメントの実施に関する説明書	第9号様式
8. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書（地方運輸局長表彰用）	第10号様式
9. 経営の安定化に関する宣誓書（地方運輸局長表彰用）	第11号様式
10. 運転記録証明書の活用についての宣誓書	第12号様式
11. 他団体からの表彰が当該表彰予定の事業所も含む旨の宣誓書	第13号様式

* 書式（記載例も兼ねております）は静岡県トラック協会ホームページからダウンロードできます。

書式やQ&Aを参考に、運輸支局長、運輸局長、それぞれに必要な書類を確認したうえで必要事項を記載し、審査書類を作成してください。

3. 表彰審査

静岡県トラック協会適正化事業課において、直近の巡回結果及び認定結果を確認のうえ、運輸支局長に推薦し、運輸支局において、提出された書類にて選考審査が行われます。